

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年 1月20日(月)

今週のことば

「拘禁刑」の創設

本年6月から現行の刑罰である懲役及び禁錮を廃止し、「拘禁刑」として一本化。受刑者に応じて刑務作業や社会復帰に向けた指導などを柔軟に行い再犯防止を図る。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/20(月) 友引 大寒、トランプ米大統領就任式、世界経済フォーラム
21(火) 先負 米国野球殿堂入り表彰者発表
22(水) 仏滅
23(木) 大安
24(金) 赤口 通常国会召集(～6月22日)、首相の施政方針演説
25(土) 先勝
26(日) 友引 文化財防火デー

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/13(月) 成人の日		
14(火)	38,474 ▼716	157.52 △0.86
15(水)	38,444 ▼30	156.87 △0.65
16(木)	38,572 △128	156.18 △0.69
17(金)	38,451 ▼121	155.60 △0.58

贈与税の申告が必要となる場合

令和6年分の贈与税の申告は本年2月3日～3月17日です。令和6年中に個人から財産の贈与を受けた方(扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる財産の贈与などは除く)で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要となります。

◆ 贈与税の申告が必要となるケース

◎ 合計110万円超の贈与を受けた場合(暦年課税)

……贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年110万円(基礎控除額)を超える場合は申告が必要です。直系尊属からの贈与で、受贈者が18歳以上の場合は「特例税率」が適用されます。

◎ 相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者(原則60歳以上の父母・祖父母など)からの贈与について暦年課税に代えて適用できる相続時精算課税は、令和6年分から年110万円の基礎控除が設けられたため、本制度を選択した贈与者から110万円を超える贈与があった場合に申告が必要です。なお、本制度を初めて選択する場合は申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

◎ 住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金について、贈与税が一定限度額(省エネ等住宅は1千万円、それ以外は500万円)まで非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

◎ 配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上である配偶者から贈与を受けた居住用不動産又は居住用不動産の購入資金について、2千万円を控除する特例を適用する場合は申告が必要です(適用は同じ配偶者からの贈与について一度限り)。

■ この記事の詳細は、情報BOX201503

中小企業の新規事業を支援する補助金

既存事業とは異なる新規事業(新製品又は新サービスを新規顧客に提供)に挑戦する中小企業等の設備投資等を支援する「中小企業新事業進出補助金」が創設されます(本年4月頃に開始予定)。

本補助金は、新規事業を行う事業者が一定の要件(*付加価値額の年平均成長率が4%以上、*事業所内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上の高い水準など)を満たす3～5年の事業計画に取り組み場合に、建物費や構築物費、機械装置・システム構築費、広告宣伝費などを補助します。

また、補助率は1/2で、補助上限額は従業員数に応じて設定されており、20人以下の場合は最大3千万円、101人以上の場合は最大9千万円です。

給与所得以外の所得が20万円以下の場合

年末調整が済んでいる給与所得者であり、給与所得以外のその他の所得が20万円以下の場合原則として確定申告をする必要はありませんが、これは確定申告をしない場合について規定しているものです。

そのため、医療費控除やふるさと納税による寄附金控除などの適用を受けるために確定申告(還付申告)をする場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、その分を含めたすべての所得を申告する必要があります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年分の贈与税の申告について

令和6年分の贈与税の申告は令和7年2月3日から3月17日までとなります。

令和6年1月～12月までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除く）を受けた個人が、＊合計で110万円を超える財産の贈与を受けた場合（暦年課税）、＊相続時精算課税を適用する場合、＊住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を適用する場合、＊配偶者控除の特例を適用する場合などに贈与税の申告が必要です。

なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は、贈与税の対象外となります。

◆暦年課税の概要

暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回にわたり贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式で、その合計額が基礎控除額（年110万円）を超える場合に、贈与税の申告が必要となります。

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を控除した残額について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、「一般税率※」又は「特例税率※」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

※「一般税率」は、直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満である場合に適用。

※「特例税率」は、直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合に適用。

◆相続時精算課税の概要

相続時精算課税は贈与税・相続税を通じた納税を行う方式で、原則として贈与の年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上の子または孫などに対する財産の贈与について、暦年課税に代えて適用できる制度です。

本制度は贈与者ごとに選択でき、選択した贈与者（特定贈与者）から贈与を受けた財産の価額の合計額から、基礎控除額（110万円）及び特別控除額（累計2,500万円）を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて贈与税額を算出し、特定贈与者が亡くなった場合に贈与財産の贈与時の価額（令和6年以後の贈与により取得した財産は基礎控除後の金額）と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除した額を納付する方式です。

本制度を初めて選択する場合は、贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。また、令和6年以後の贈与から年110万円の基礎控除が適用されるため、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告が必要となります。

なお、本制度を選択した年分以降、特定贈与者から贈与を受けた財産は全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の概要

令和8年12月31日までに父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てるための住宅取得等資金を取得し、一定要件を満たす場合は、受贈者ごとに非課税限度額（省エネ等住宅の場合は1,000万円、それ以外の住宅の場合は500万円）まで贈与税が非課税となる措置を適用できます。

この措置の適用を受ける場合は、贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税限度額以下であっても、期限内に申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。

◆贈与税の配偶者控除の特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合に、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与により取得した居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、最高2,000万円を控除することができます※。

この配偶者控除の特例を適用の適用を受ける場合は、贈与税の申告をすることが必要です。

※同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。